

第 3 1 号議案

東大和市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第18条の7の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第18条の7の2 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する
法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。